

改正後全文

雇児発 0930 第 13 号
平成 26 年 9 月 30 日
一部改正 雇児発 0401 第 30 号
平成 28 年 4 月 1 日
一部改正 子発 0622 第 5 号
平成 30 年 6 月 22 日
一部改正 子発 0330 第 15 号
令和 2 年 3 月 30 日
一部改正 子発 0322 第 10 号
令和 4 年 3 月 22 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施について

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 28 号）により、母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）が改正されたことに伴い、別紙「ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱」を定め、平成 26 年 10 月 1 日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。

また、貴管内の母子・父子福祉団体等の関係者に対して周知徹底を図られるとともに、都道府県知事におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成 15 年 6 月 18 日雇児発第 0618003 号本職通知「母子家庭等日常生活支援事業の実施について」は廃止する。

(別紙)

ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱

1 目的

この事業は、母子家庭、父子家庭及び寡婦が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する者（以下、「家庭生活支援員」という。）を派遣するなど、母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定を図ることを目的とする。

2 定義

- (1) この通知において、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条に規定する母子家庭日常生活支援事業及び同法第31条の7に規定する父子家庭日常生活支援事業並びに同法第33条に規定する寡婦日常生活支援事業をいう。
- (2) この通知において、「ひとり親家庭等」とは、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦をいう。

3 実施主体

実施主体は、都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）又は市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）とし、この事業の一部を母子・父子福祉団体、NPO法人や介護事業者等に委託することができる。

4 対象者

対象者は、次に掲げるひとり親家庭等とする。

- (1) ひとり親家庭等であって、技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由、又は、疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭等及び生活環境等が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている家庭等
- (2) 乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭であって、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等（所定内労働時間の就業を除く。）に定期的に生活援助、保育サービスが必要な家庭

5 便宜の種類及び内容

便宜の種類は、生活援助と子育て支援とし、次の援助又は支援を行うものとする。

- (1) 生活援助の内容は、家事、介護その他の日常生活の便宜とする。
- (2) 子育て支援の内容は、保育サービス及びこれに附帯する便宜とする。

6 事業の実施場所

この事業の実施場所は、次のとおりとする。

- (1) 生活援助
被生活援助者の居宅

- (2) 子育て支援
 - ア 家庭生活支援員の居宅
 - イ 講習会等職業訓練を受講している場所
 - ウ 児童館、母子生活支援施設等ひとり親家庭等の利用しやすい適切な場所（子育て支援を受ける者の居宅を含む。）

7 家庭生活支援員の選定等

実施主体は、次の要件を備えている者のうちから家庭生活支援員を選定すること。

- (1) 生活援助
 - 生活援助の実施に必要な資格として実施主体が認めた資格を有する者、又は、生活援助の実施に必要な研修として実施主体が認めた研修を修了した者
- (2) 子育て支援
 - 別に定める子育て支援に関する一定の研修を修了した者又はこれと同等の研修を修了した者として実施主体が認めた者

8 家庭生活支援員の登録

- (1) 実施主体は、家庭生活支援員の氏名、連絡先、提供可能な便宜の種類等事業の実施に必要な情報を記載した登録名簿を作成すること。
- (2) 実施主体は、家庭生活支援員を選定した場合又は登録されている内容に変更があった場合は、すみやかに登録又は登録内容の変更を行うこと。
- (3) 家庭生活支援員は、登録簿に登録されている内容に変更があった場合は、その変更内容について、すみやかに実施主体に報告を行うこと。

9 家庭生活支援員の派遣等の決定等

- (1) 事業の実施に当たり、家庭生活支援員の派遣の調整等を行うコーディネーターを配置し、家庭生活支援員の派遣等を必要とするひとり親家庭等からの要請又は当該世帯の近隣に在住する者等の要請に基づいて行うものとする。
- (2) 家庭生活支援員の派遣等の要請があった場合には、その必要性を判断し、できる限り速やかに家庭生活支援員の派遣等の要否を決定するものとする。
 - なお、本人以外からの要請の場合は、家庭生活支援員の派遣等の要否について本人の意向を確認するとともに、必要に応じ関係機関と連携を図ること。

10 費用の負担

本事業の実施に必要な経費の一部を、家庭生活支援員の派遣等を受けた世帯の負担とすることができる。

11 関係機関との連携

都道府県等は、この事業を実施するに当たっては、母子・父子自立支援員、福祉事務所、

民生委員・児童委員、母子生活支援施設など他の関係機関との連絡を図るとともに、この事業の一部を委託している団体等との連絡・調整を十分に行うこと。

12 国の補助

国は、都道府県が実施する事業及び市町村が実施する事業に対し都道府県が補助する事業について、別に定めるところにより補助する。